

入 札 告 示

札幌市告示第 800 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 2 月 25 日

札 幌 市 長 秋 元 克 広

記

1 契約担当部局

〒004-8612 札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 3 - 2

厚別区市民部地域振興課まちづくり推進係 電話 011-895-2442

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

厚別区地区会館におけるルームエアコン設置業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による

(3) 履行期間

契約書に示す履行開始の日から令和 7 年（2025 年）3 月 3 1 日まで

(4) 履行場所

ア 厚別西地区会館

イ 小野幌会館

ウ 厚別南地区会館

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 年度～令和 7 年度の札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構

成員単独での入札参加を希望していないこと。

- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当しない者であること。
- (7) 本告示に示した役務を自社の設備において行い、かつ指定期限までの納入が十分に可能な者であること。
- (8) 業務を担当する事業所（本店・支店等）が札幌市内にあること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記 1 に同じ。
- (2) 入札書の受領期限
令和 7 年 3 月 5 日（水）17 時 00 分（送付による場合は必着）
- (3) 開札の日時及び場所
令和 7 年 3 月 6 日（木）13 時 30 分
札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 3－2 厚別区役所会議室 A
- (4) 入札書の提出方法
入札書は、別紙 1 の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。
なお、詳細は入札説明書による。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

ア 本告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 号各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 13 条に定める入札参加資格の審査書類（別記 2 参照）の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類

の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記 3 に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。